



問題集 (指定保税地域・保税蔵置場用)

下記記述のカッコ内に適切な語句を埋めましょう。【回答】

	問題
1	見本の一時持出が認められる外国貨物の見本は、(課税上)問題がなく、かつ、(少量)のものに限られる。 《関税法基本通達32-1(1)》
2	保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を(最初)に保税蔵置場に置くことが承認された日から(2年)とする。《関税法第43条の2第1項》 なお、外国貨物を置くことの承認は、当該貨物を保税蔵置場に入れた日から(3か月)を超えて当該保税蔵置場に置こうとする日の前までに税関長に申請しなければならない。《関税法第43条の3第1項》
3	保税蔵置場にある外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く)が(亡失)し、又は(滅却)されたときは、当該(保税蔵置場)の(許可)を受けた者から、直ちにその(関税)を徴収する。 ただし、災害その他やむを得ない事情により(亡失)した場合、又はあらかじめ税関長の(承認)を受けて(滅却)された場合は、この限りでない。《関税法第45条第1項(指定保税地域は関税法第41条の3で準用)》
4	外国貨物は、税関長の承認を受けて(開港)、(税関空港)、(保税地域)、(税関官署)及び(他所蔵置場所)相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。《関税法第63条第1項》
5	指定保税地域又は保税蔵置場において、関税法第67条の規定により輸入の許可を受けた場合に記帳しなければならない項目は、貨物の(記号)、(番号)、(品名)及び(数量)、当該(許可年月日)及び(許可書の番号)である。 《関税法施行令第29条の2第1項第4号》